最終更新日：2015年6月18日
アステラス製薬株式会社
代表取締役社長　畑中　好彦
問合せ先：広報部長　臼井政明　TEL 03-3244-3201
証券コード：4503
www.astellas.com/jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、企業価値最大化を目指した経営の推進、経営の透明性の確保、社会に対するアカウンタビリティの向上を基本方針とし、コーポレート・ガバナンス体制の整備に取り組んでいます。
当社の経営理念は「存在意義」、「使命」、「信条」より構成されています。「先端・信頼の医薬で、世界の人々の健康に貢献する」ことを存在意義とし、「企業価値の持続的向上」を使命とするとともに、「高い倫理観」、「顧客志向」、「創造性発揮」、「競争の視点」の4項目からなる信条を行動規範としています。この経営理念を実際の企業行動レベルに具体化した「アステラス企業行動憲章」、また、グループ共通のコンプライアンスの基本ルールとして「アステラス・グローバル行動規準」を制定しています。そして、これらを誠実に実践することにより、すべてのステークホルダーから選ばれ、信頼される企業を目指しています。
執行役員制度を導入し、経営の意思決定と業務執行の監督機能を担う取締役と、業務執行の責任を担う執行役員の役割を明確に区分しています。
取締役会については、より広い見地からの意思決定の実施、業務執行の監督を図るため、社外取締役4名を含む7名で構成しています。
エグゼクティブ・コミッティ、経営管理会議を設置し、当社及びグループ会社における経営戦略、製品戦略、経営管理、人事等に関する重要事項を協議しています。
また、役員人事及び報酬制度における審議プロセスの透明性と客観性を高めることを目的に、取締役会の諮問機関として、過半数を社外取締役で構成する指名委員会及び報酬委員会を設置しています。
当社は、監査役制度を採用しています。監査役会は社外監査役3名を含む5名で構成され、各監査役が取締役の職務執行の監査にあたっています。
当社は、内部統制システムとして、グループ全体に職務の効率性向上のための体制、リスク管理体制、コンプライアンス体制、及び内部監査体制等を構築、整備し、その充実を図るとともに、監査役監査が効率的に行われることを確保するための体制や環境の整備を推進しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	126,462,000	5.59
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	124,420,649	5.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	106,931,400	4.73
日本生命保険相互会社	64,486,035	2.85
ジェーピー モルガン チェース バンク 385147	53,280,100	2.35
株式会社三菱東京UFJ銀行	49,408,260	2.18
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー 505234	30,417,225	1.34
ザ チェース マンハッタン バンク 385036	29,457,900	1.30
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン エスエーエヌブイ 10	29,061,534	1.28
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225	26,437,889	1.16

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

当社は、以下のとおり大量保有報告書(変更報告書を含む)の提出を受けていますが、2015年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めていません。

氏名又は名称
提出者及び共同保有者の総数(名)
所有株式数(千株)
発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
提出日
報告義務発生日
備考

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ
4
24,041
5.14
2011年６月20日
2011年６月13日
変更報告書

フィデリティ投信株式会社
1
113,727
5.03
2014年８月22日
2014年８月15日
大量保有報告書

ブラックロック・ジャパン株式会社
８
113,782
5.04
2014年９月19日
2014年９月15日
大量保有報告書

（注）2014年４月１日付で当社普通株式１株を５株に分割していますが、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループは株式分割前の株式数を記載しています。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	医薬品
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
加瀬 豊	他の会社の出身者											
安田 博延	弁護士											
岡島 悦子	他の会社の出身者											
相澤 好治	学者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加瀬 豊	○	――	独立した立場から、その豊富な会社経営に関する経験等を当社の経営に反映していただけるものと考えております。また、当社の定める社外役員の独立性基準及び証券取引所の定める独立役員の要件をすべて満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれが無いと判断し、独立役員として指定しています。
安田 博延	○	――	弁護士として独立した立場から、その豊富な専門知識・経験等を当社の経営に反映していただけるものと考えております。また、当社の定める社外役員の独立性基準及び証券取引所の定める独立役員の要件をすべて満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれが無いと判断し、独立役員として指定しています。

岡島 悦子	○	―――	独立した立場から、その豊富な会社経営に関する経験等を当社の経営に反映していただけるものと考えております。また、当社の定める社外役員の独立性基準及び証券取引所の定める独立役員の要件をすべて満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれが無いと判断し、独立役員として指定しています。
相澤 好治	○	―――	医学者として独立した立場から、その豊富な専門知識・経験等を当社の経営に反映していただけるものと考えております。また、当社の定める社外役員の独立性基準及び証券取引所の定める独立役員の要件をすべて満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれが無いと判断し、独立役員として指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明 更新

当社では、役員人事(取締役、執行役員、監査役の選任・解任に関する事項)及び報酬制度(取締役、執行役員の報酬に関する事項)の審議プロセスの透明性と客観性を高めるために取締役会の諮問機関として、社外取締役が委員の過半数を占め、社外取締役を委員長とする指名員会及び報酬委員会を設置しています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数 更新	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

(監査役と内部監査部門の連携状況)
監査役と監査部は、期初にそれぞれの監査計画について情報共有しています。監査役は監査部長より内部監査の監査結果の説明を受けています。
また、監査役と監査部長は、月1回定例報告会を開催し、監査内容等について意見交換し、連携強化を図っています。

(監査役と会計監査人の連携状況)
当社の監査役と会計監査人である新日本有限責任監査法人は、年数回の会議を持ち、各々の年間監査計画の確認、監査結果及び重要な監査情報の共有を行うなど、連携を密にしています。
四半期決算、期末決算時には、監査役は会計監査人より会社法及び金融商品取引法に基づく監査について結果報告及び説明を受けると共に、必要に応じ監査役の行った業務監査の結果について会計監査人に報告し、意見交換を行っています。

(内部監査部門と会計監査人の連携の状況)
監査部と会計監査人は、財務報告に係る内部統制の整備・評価等に関して定期的な情報共有・意見交換により、的確な内部統制監査等のための連携につとめています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
西山 茂	学者													
岡 俊子	他の会社の出身者													
金森　仁	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西山 茂	○	―――	経営学者及び公認会計士として独立した立場から、その豊富な専門知識・経験等を当社の監査業務に反映していただけるものと考えております。また、当社の定める社外役員の独立性基準及び証券取引所の定める独立役員の要件をすべて満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれが無いと判断し、独立役員として指定しています。
岡 俊子	○	―――	独立した立場から、その豊富な会社経営に関する経験等を当社の監査業務に反映していただけるものと考えております。また、当社の定める社外役員の独立性基準及び証券取引所の定める独立役員の要件をすべて満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれが無いと判断し、独立役員として指定しています。
金森　仁	○	―――	弁護士として独立した立場から、その豊富な専門知識・経験等を当社の監査業務に反映していただけるものと考えております。また、当社の定める社外役員の独立性基準及び証券取引所の定める独立役員の要件をすべて満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれが無いと判断し、独立役員として指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	7名

その他独立役員に関する事項

当社と独立役員との関係について、下記の当社の社外役員の独立性基準に抵触しないものについては記載を省略しております。

社外役員の独立性基準

当社は、社外役員（社外取締役及び社外監査役）の独立性基準を以下のとおり定め、社外役員が次の項目のいずれにも該当しない場合、当該社外役員は当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断する。
1．当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」と総称する）の業務執行者（※1）又は過去10年間（但し、過去10年内のいずれかの時において当社グループの非業務執行取締役、監査役又は会計参与であったことのある者にあっては、それらの役職への就任の前10年間）において当社グループの業務執行者であった者
2．当社グループを主要な取引先とする者（※2）又はその業務執行者

3. 当社グループの主要な取引先(※3)又はその業務執行者
4. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(※4)を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者)
5. 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
6. 当社グループから一定額を超える寄附又は助成(※5)を受けている者(当該寄附又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者)
7. 当社グループが借入れを行っている主要な金融機関(※6)又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
8. 当社グループの主要株主(※7)又は当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者
9. 当社グループが主要株主である会社の業務執行者
10. 当社グループから取締役(常勤・非常勤を問わない)を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
11. 過去3年間において上記2から10に該当していた者
12. 上記1から11に該当する者(重要な地位にある者(※8)に限る)の近親者等(※9)
以上

※1:業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず、使用人を含む。監査役は含まれない。
※2:当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品又はサービスを提供している取引先グループ(直接の取引先、その親会社及び子会社並びに当該親会社の子会社から成る企業集団をいう。以下同じ)であって、直近事業年度における取引額が、当該グループの年間連結売上高の2%を超える者
※3:当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品又はサービスを提供している取引先グループであって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間連結売上高の2%を超える者
※4:多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における、役員報酬以外の年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における総収入額の2%を超える金銭その他の財産上の利益をいう)。
※5:一定額を超える寄附又は助成とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円又はその者の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える寄附又は助成をいう。
※6:主要な金融機関とは、直前事業年度末における全借入れ額が当社の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。
※7:主要株主とは、議決権保有割合10%以上(直接保有、間接保有の双方を含む)の株主をいう。
※8:重要な地位にある者とは、取締役(社外取締役を除く)、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人並びに監査法人又は会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事及び監事等の役員、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。
※9:近親者等とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

<業績連動型報酬制度(賞与)について>
短期インセンティブ報酬制度として、売上、営業利益率、EVA等の全社業績を指標とした単年度の業績目標の達成度に応じて支給する賞与制度を導入しています。
<業績連動型報酬制度(株式報酬)について>
2015年度から、企業業績と企業価値の持続的な向上に対する貢献意識を高めることを目的として、企業業績との連動性が高く、且つ、透明性・客観性の高い中長期インセンティブ報酬制度として、業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」という。)を導入することとしました。本制度では、米国のパフォーマンス・シェア(Performance Share)制度および譲渡制限付株式報酬(Restricted Stock)制度を参考にした役員インセンティブプランである役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託(以下「BIP信託」という。)と称される仕組みを採用しています。BIP信託が当社株式を取得し、受益者要件を充足する取締役に対して、中期業績目標の達成度等に応じた業績連動係数により算定される数の当社株式の交付等を行うものです。業績連動係数は、予め設定した3年後の売上高、コア営業利益率、ROEの各連結業績目標値に対する達成度に基づき、0%~200%の範囲で決定します。
本制度の導入により、株式報酬型ストックオプションは、2015年度以降の新規の発行を行わないこととします。
<ストックオプション制度について>
当社の現取締役に対して発行されているストックオプションの状況(2015年3月末時点)は以下の通りです。
(1)2005年8月31日発行
新株予約権の数:92個(新株予約権1個につき当社普通株式500株)
付与対象者数:3名
新株予約権の発行価額:無償
新株予約権の行使時の払込金額:1株当たり1円
(2)2007年2月13日発行
新株予約権の数:113個(新株予約権1個につき当社普通株式500株)
付与対象者数:3名
新株予約権の発行価額:1株当たり1,001.8円
新株予約権の行使時の払込金額:1株当たり1円
(3)2007年8月10日発行
新株予約権の数:112個(新株予約権1個につき当社普通株式500株)
付与対象者数:3名
新株予約権の発行価額:1株当たり927.8円
新株予約権の行使時の払込金額:1株当たり1円
(4)2008年9月16日発行
新株予約権の数:158個(新株予約権1個につき当社普通株式500株)
付与対象者数:3名
新株予約権の発行価額:1株あたり796円
新株予約権の行使時の払込金額:1株あたり1円
(5)2009年7月8日発行
新株予約権の数:244個(新株予約権1個につき当社普通株式500株)

付与対象者数：3名
新株予約権の発行価額：1株あたり588．4円
新株予約権の行使時の払込金額：1株あたり1円
（6）2010年7月8日発行
新株予約権の数：285個（新株予約権1個につき当社普通株式500株）
付与対象者数：3名
新株予約権の発行価額：1株当たり488円
新株予約権の行使時の払込金額：1株当たり1円
（7）2011年7月5日発行
新株予約権の数：367個（新株予約権1個につき当社普通株式500株）
付与対象者数：3名
新株予約権の発行価額：1株当たり535．4円
新株予約権の行使時の払込金額：1株当たり1円
（8）2012年7月5日発行
新株予約権の数：362個（新株予約権1個につき当社普通株式500株）
付与対象者数：3名
新株予約権の発行価額：1株当たり609．6円
新株予約権の行使時の払込金額：1株当たり1円
（9）2013年7月4日発行
新株予約権の数：218個（新株予約権1個につき当社普通株式500株）
付与対象者数：3名
新株予約権の発行価額：1株当たり1，010．6円
新株予約権の行使時の払込金額：1株当たり1円
（10）2014年7月3日発行
新株予約権の数：790個（新株予約権1個につき当社普通株式100株）
付与対象者数：3名
新株予約権の発行価額：1株当たり1，279円
新株予約権の行使時の払込金額：1株当たり1円

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、2004年3月期より、企業価値向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、ストックオプション制度を導入しています。役員及び執行役員における報酬体系を見直す中で、2005年3月31日をもって退職慰労金制度を廃止し、2006年3月期より社内取締役及び執行役員に対し、1株当たりの権利行使価額を1円とする新株予約権を用いた株式報酬型のストックオプションを付与しています。各対象者別の新株予約権割当数については、各対象者の職責及び業績への貢献を考慮し、取締役会にて決定しています。2015年度から業績連動型株式報酬制度を導入することに伴い、株式報酬型ストックオプションは2015年度以降の新規の発行を行わないこととします。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

2015年3月期に係る取締役の報酬（年額）について、以下の通り開示しています。
報酬：329百万円（うち社外取締役48百万円）
賞与：141百万円（社外取締役除く）
株式報酬型ストックオプションのための報酬：103百万円（社外取締役除く）
なお、法令に従い、一部の取締役については有価証券報告書において個別開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役および監査役の報酬等については、企業業績と企業価値の持続的な向上に資することを基本とし、優秀な人材確保・維持が可能となり、職責に十分見合う報酬水準および報酬体系となるよう設計しております。
報酬水準の設定にあたっては、外部専門会社の調査データを活用するなど、より客観性を高めております。取締役の報酬等は、定額の基本報酬と賞与、株式報酬の3つで構成し、社外取締役につきましては、定額での基本報酬のみとしております。
また、具体的な報酬等の審議プロセスの透明性を高めるために、取締役会の諮問機関として社外取締役が過半数を占める報酬委員会を設置しております。
監査役（社外監査役を含む）の報酬等は、定額の基本報酬のみとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

秘書室を窓口として社外取締役及び社外監査役へのニュースリリース等の社内外の情報提供やスケジュール連絡等のサポートを行っています。社外監査役については、監査役を補助する専任スタッフを配置しています。
また、月次の監査役会において常勤（社内）監査役と情報共有を行っています。
このほか、特に重要な案件に関しては、事前に社外取締役、社外監査役を含めた報告会を行うことにより、取締役会での議論に資するよう情報共有を図っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

当社の現状のコーポレート・ガナバンス体制は以下の通りです。
（ガバナンス体制の概要）
・執行役員制度を導入し、経営の意思決定及び業務執行の監督機能を担う取締役と、業務執行の責任を担う執行役員の役割を明確に区分しています。
・取締役会については、独立性の高い社外取締役4名を含む7名（男性6名/女性1名）で構成され、より広い見地からの意思決定の実施、業務執行の監督を図っています。
・取締役会の諮問機関として、過半数を社外取締役で構成する指名委員会及び報酬委員会を設置し、役員人事（取締役、執行役員、監査役の選任・解任に関する事項）及び報酬制度（取締役、執行役員の報酬に関する事項）における審議プロセスの透明性と客観性を確保しています。なお、各委員会とも社外取締役が委員長に就任しています。
・また、監査役制度を採用し、監査役会については、独立性の高い社外監査役3名を含む5名（男性4名/女性1名）で構成され、各監査役が取締役の職務執行の監査にあたっています。
（業務執行の充実に向けた体制及び取り組み）
・経営責任をより明確にし、コーポレート・ガナバンスをより一層強化する観点から取締役の任期を1年としています。
・取締役会は原則として毎月1回開催し、重要な業務執行の決定を行うとともに、業務執行の監督を行っています。また、必要に応じ臨時取締役会を開催しています。
・業務執行においては、エグゼクティブ・コミッティ、経営管理会議を設置し、当社及びグループ会社における経営戦略、製品戦略、経営管理、人事等に関する重要事項を協議しています。
・より迅速かつ的確な意思決定を可能とする最適なマネジメント体制を構築するため、研究、メディカル・開発（米国に機能本社設置）、技術の部門については、機能をベースとしてグローバルにマネジメントを行い、営業部門については地域毎にマネジメントを行う「マトリックスマネジメント」を推進しています。なお、当社グループ全体の経営上の重要事項を協議するエグゼクティブ・コミッティは、社長が議長を務め、トップマネジメントを常任メンバーとします。エグゼクティブ・コミッティには、研究・グローバル開発・技術の各機能の責任者及び各地域の責任者が拡大メンバーとして、議長の要請により必要な協議に参画します。
・会社情報の開示等に関する事項の協議を行う情報開示委員会をはじめ、社会的責任を果たすうえで重要な活動（環境、安全衛生、社会貢献活動等）に関する方針、計画等を協議するCSR委員会、グローバルリスクの把握及び最適なリスク管理対策の推進を図るグローバルリスク管理事務局並び国内グループ内のリスクの把握及び最適なリスク管理対策の立案・推進を図るリスク管理委員会などを設置しています。また、グローバルでのコンプライアンス方針や計画等について協議を行うグローバル・コンプライアンス委員会を設置するとともに、世界各地域におけるコンプライアンス委員会も別途設置しています。
（監督機能等の充実に向けた体制及び取り組み）
・ 監査役会は原則として毎月1回開催し、社内の課題に精通した常勤の社内監査役と、独立性が高く、各専門分野に精通し実務経験豊富な社外監査役による監査役監査が効果的に機能しています。
・また、監査役の職務を補助する専任スタッフの配置、会計監査人及び内部監査部門との連携等により、監査役の機能強化を図っています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

（現状の体制を選択する理由）
当社は、経営の適法性、妥当性、機動性及び透明性を適切に確保するため、現状のコーポレート・ガバナンス体制（上記2. 参照）を構築、整備しています。
（社外取締役及び社外監査役の役割・機能）
取締役7名のうち4名が社外取締役（独立役員）であり、社外取締役は各人が有する企業経営、法律、医学などの専門的知見や幅広い経験を生かして、取締役会におけるより広い見地からの意思決定に貢献し、かつ独立した立場での業務執行の監督を行っています。また、過半数を社外取締役が占める指名委員会及び報酬委員会においては、委員を務める社外取締役が役員人事及び報酬制度の透明性と客観性を確保する役割を担っています。
監査役5名のうち3名が社外監査役（独立役員）であり、社外監査役は各人が有する財務・会計及び企業経営などの専門的知見や幅広い経験を生かして、独立した立場で取締役の職務執行の監査を実施しています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2015年6月17日に株主総会を開催、招集通知発送日：2015年5月26日、WEB開示：2015年5月22日。
集中日を回避した株主総会の設定	2004年6月開催の定時株主総会より、集中日を回避して開催しています。
電磁的方法による議決権の行使	2006年6月開催の定時株主総会より、議決権行使の方法として、東京証券取引所等が出資する株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームを利用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2006年6月開催の定時株主総会より、議決権行使の方法として、東京証券取引所等が出資する株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームを利用しています。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知の英文を作成し、当社WEBサイト等へ掲載しています。
その他	株主総会において映像とナレーションを活用した事業報告を行うなど、活性化のための取組みを実施するとともに、招集通知のWEBへの掲載など、議決権行使の円滑化に関する施策を実施しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	企業情報の適時適切かつ公平な開示とともに、ステークホルダーとの積極的な対話により、企業としての透明性の一層の向上とステークホルダーとの信頼関係の構築・維持に努めることを基本方針として、ディスクロージャー・ポリシーを制定し、公開しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2015年3月期（2014年度）は、個人投資家向け説明会を年間29回開催しました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2014年8月1日 2015年3月期第1四半期決算電話会議 2014年10月31日 2015年3月期第2四半期決算説明会 2015年2月2日 2015年3月期第3四半期決算電話会議 2015年5月11日 2015年3月期決算説明会	あり
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURL：http://www.astellas.com/jp/ir/index.html 掲載資料：有価証券報告書、決算短信、説明会資料、アニュアルレポート、株主総会の招集通知および決議通知、株主通信等	
IRに関する部署（担当者）の設置	広報部にIRグループを設置しております。また、情報開示委員会を設置し、情報開示に関して部門横断的に協議しております。	
その他	2014年10月、名古屋で個人株主説明会を実施しました。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の経営理念として、顧客、株主、社員、社会などのステークホルダーから選ばれ、信頼される企業を目指すことを掲げています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR委員会を設置し、社会的責任を果たすうえで重要な社会貢献活動に関する方針、計画等に関して部門横断的に協議しています。また、経営企画部にCSR企画担当を配置し、事業戦略と連動したグローバルでのCSR企画及び推進機能の強化を図っています。
ステークホルダーに対する情報提供に	情報開示に関するディスクロージャー・ポリシーを制定し、公開しています。

係る方針等の策定	
その他	年に1回、CSR活動に関する取り組み状況について掲載したアニュアルレポートを作成、開示しています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

業務の適正を確保するための体制
当社は、業務の適正を確保するための体制の整備に関して以下のとおり基本方針を定める。
1. 職務執行に関わる体制
(1)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、執行役員制を導入し、経営の意思決定と業務執行の監督機能を担う取締役と、業務執行の責任を担う執行役員の役割を明確に区分する。
取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催する。
エグゼクティブ・コミッティ、経営管理会議を設置し、当社及びグループ会社における経営戦略、製品戦略、経営管理、人事等に関する重要事項を協議する。
上記各会議体に関する規程並びに「決裁権限規程」を制定し、各会議体及びトップマネジメントの権限や位置づけを意思決定上の手続きとともに明確にする。
業務執行が効率的に行えるよう人事・組織体制を整備するとともに、部門及び機能を管掌する担当役員を置き、その責任と権限を明確にする。
(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
「アステラスグループレコードマネジメントポリシー」と「レコードマネジメント管理規程」を制定し、取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存、管理する。
取締役会、エグゼクティブ・コミッティ、経営管理会議の議事録等、経営上重要な事項に係る文書は、取締役及び監査役が適宜閲覧できるような体制を構築する。
2. リスク(損失の危険)の管理に関する規程その他の体制
当社は、グループ全体のより適切なリスク管理を行うため、「経営上の戦略的意思決定に係るリスク(事業機会に係るリスク)」と「適正かつ効率的な業務遂行に係るリスク(事業活動遂行に係るリスク)」に分け、当社及びグループ会社の各部門・部署が主体的にリスク管理実務を実践することを基本として、次のような活動を通じ、グループ内リスクの低減及びその適切な対応を推進する。
・事業機会に係るリスクへの対応については、各部門・部署がそれぞれの機能・役割の下、意思決定ルール、基準を明確にして実施する。これらのうち重要なリスクに関わる事項については、エグゼクティブ・コミッティ及び取締役会において審議を経た上で決定する。
・事業活動遂行に係るリスクへの対応については、1)グローバルリスクへの対応のために、「グローバルリスク管理事務局」を設置し、各地域のリスク管理事務局と連携してグローバルリスクの把握及び最適なリスク管理対策の推進を図る。また、2)国内グループ内のリスクへの対応のために、「リスク管理委員会」を設置し、リスクの把握及び最適なリスク管理対策の立案・推進を図る。上記グローバルと国内グループの重要なリスク管理対策に関わる事項については、エグゼクティブ・コミッティ及び取締役会において審議を経た上で決定する。
・ リスク管理業務の実効性を高めるため、災害対応、緊急事態対応、事業継続計画、情報セキュリティー、個人情報保護等について、リスクの特性、内容に応じたポリシーやマニュアル等を個別に制定する。
3. コンプライアンス体制(取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制)
当社は、当社及びグループ会社の役員・従業員によるコンプライアンスのための中核的規範として「アステラス企業行動憲章」及び「アステラス・グローバル行動規準」を定める。
当社は、コンプライアンスをいわゆる法令遵守にとどまらず、高い倫理観に基づく社会規範に沿った行動と位置付け、グループ全体において広い意味でのコンプライアンスを推進するための体制を構築するとともに、その浸透に向け、次のような取り組みを行う。
・「グローバル・コンプライアンス委員会」を設置し、当社及びグループ会社全体のコンプライアンスに関する現状の把握、更に方針・計画を審議する。各地域毎のコンプライアンスに関する事項を審議するコンプライアンス委員会も別途設置する。
・グローバル・コンプライアンスに関する具体的な企画の立案、推進、浸透等は、チーフ・コンプライアンス・オフィサーの下、法務・コンプライアンス部が当社及びグループ会社の関係部門と連携の上実施する。また、継続的な研修等を通じ、当社及びグループ会社の役員・従業員一人ひとりが自らの責任においてコンプライアンスを実践できる体制を構築する。
・コンプライアンスに関する質問・相談、通報、提案等を行うことができるよう「ヘルプライン」を各地域に設置し、また社外窓口(法律事務所等)への相談も可能とし、重要な情報は、適宜、チーフ・コンプライアンス・オフィサーに報告される体制を構築する。対応にあたっては、秘密厳守及び連絡者への不利益な取扱いの禁止を徹底する。
4. 情報開示・情報管理に関する体制
当社は、顧客、株主、社会など、すべてのステークホルダーに対し適時適切かつ公平に情報を開示する。また、ステークホルダーとの対話を積極的に行い、そこで得た意見等を企業活動に適切に反映するよう努める。このような情報開示と対話により、企業としての透明性を一層高めていくとともに、ステークホルダーとの信頼関係の構築と維持に努める。
上記基本姿勢のもと、当社は「ディスクロージャー・ポリシー」を制定するとともに、情報開示活動を推進・管理する「情報開示委員会」を設定する。
当社は、役員・従業員がその職務上知った重要情報の取扱い等についての規程を制定し、法令違反の未然防止及び適切な情報管理を図る。
5. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性を確保するため、一般に公正妥当と認められる基準に準拠して連結ベースの財務報告に係る内部統制を整備・運用し、その有効性を適正に評価する。
取締役会が定める「財務報告に係る内部統制評価規程」に基づき、グローバル内部統制責任者である取締役社長の指揮の下、連結ベースの財務報告に係る内部統制の評価を実施する。
6. グループ管理体制(当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制)
当社は、グループ会社の適切な管理、運営を行うとともに、当社及びグループ会社との間での健全な関係を維持・構築するため、次の取り組みを行う。
・「アステラス企業行動憲章」及び「アステラス・グローバル行動規準」を全てのグループ会社に適用し、これらに基づくグループ会社の行動規準とあわせて、その周知徹底を図る。
・グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項は、機能別マネジメントの職制を通じて当社に報告される体制を構築する。
・グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われるよう、グループ会社の役員構成及び意思決定権限に関する明確なルールを整備する。また当社からグループ会社への必要に応じた間接業務(経理等)の提供、グループファイナンスの実施等を行う。
・リスク管理、コンプライアンスへの取り組みは、前述のとおりグループ全体の仕組みとして取り組む。
・「内部監査規程」をグループ全体で共有し、グループ一体での内部監査体制を整備する。
7. 内部監査体制
当社は、通常の業務執行部門から独立した社長直轄の監査部を設置し、当社及びグループ会社における内部監査体制を整備することとし、次の取り組みを行う。
・監査部は、当社及びグループ会社全体の経営諸活動における各種体制や仕組みの有効性・効率性について検討・評価し、監査報告書にとりまとめ、取締役社長、関係役員及び関係部門等に報告することとし、年間監査結果の総括については取締役会及び会計監査人に報告する。
・当社は、医薬品企業として「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」等を遵守し、製品の有効性・安全性を確保することを使命として、高い専門知識の下で、適正性を確保した組織体制を通じ業務を遂行していく。このために、グループ全体において、現場での自己統制、薬事、品質等に関する専門部による専門統制、内部監査部門による内部監査の仕組みをそれぞれの機能別に構築する。
・監査部は、内部監査連絡会を開催する等の活動を通じて関係する専門部と連携し、内部監査の質的向上を図る。
・連結業績に大きな影響を与える欧米等のグループ会社においては独自の内部監査部門を設置し、当該監査部門との海外グループ監査会議を

開催する。
8. 監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、監査役会設置会社として、監査役監査が実効的に行われることが可能となるよう、次の取り組みを行う。
(1)監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
監査役の監査が適切に機能するよう、監査役の職務を補助する専任スタッフを配置する。
(2)監査役を補助する従業員の取締役からの独立性及び当該従業員に対する指示の実効性に関する事項
監査役を補助する専任スタッフは、取締役から独立し、監査役の指揮命令の下に職務を遂行する。
当該監査役専任スタッフの任命・評価・異動等については、予め監査役の同意を必要とする。
(3)取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
当社及びグループ会社の取締役等の職務の執行に係る月次報告、四半期報告に関して、監査役が常時閲覧可能な体制を整備する。
取締役及び執行役員は、定期的に、また必要に応じ随時、監査役に対し、管掌する部門、機能(グループ会社を含む)に関する業務執行状況を報告する。
監査部、法務・コンプライアンス部、総務部等は、それぞれ定期的に監査役への報告会を開催し、当社及びグループ会社における内部監査、コンプライアンス、内部通報、リスク管理等についての現状報告その他必要な情報の提供を行う。
(4)監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、当社及びグループ会社の監査役へ報告を行った当社及びグループ会社の役員・従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止する。
(5)監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役の職務の執行について生じる費用等に関して、担当部門が予算の計上及び費用等の支払いを担う体制を整備する。
(6)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
「監査役会規程」に基づき、毎月定期的に、また必要に応じ臨時で開催された監査役会において出された各監査役からの重要な指摘事項は、取締役会で報告を受ける機会を設ける。
当社の重要な業務執行の協議を行うエグゼクティブ・コミッティ、経営管理会議、その他監査役が重要と判断する会議へ監査役が出席する。監査役がこれらの会議に出席できない場合、監査役の指示により監査役専任スタッフがオブザーバーとして出席する。
監査役監査が、監査役会が制定した「監査役監査基準」に基づき適切に実施できるよう、当社及びグループ会社における監査対象者(部門)は協力する。
9. 反社会的勢力排除のための体制
当社及びグループ会社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して会社組織として毅然とした姿勢で臨み、不当、不法な要求に応じないことはもちろん、一切の関係を遮断するために次のような取り組みを行う。
・「アステラス企業行動憲章」において、反社会的勢力及び団体に対しては毅然とした姿勢で臨むことを明記し、関係排除に取り組む。
・警察当局、関係団体等と十分に連携し、反社会的勢力及び団体に関する情報を積極的に収集すると共に組織的な対応が可能となるよう体制の整備を進める。
・役員・従業員に対しては、コンプライアンス研修、リスク管理研修等の機会を通じて反社会的勢力排除に向けた啓発活動を継続して行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及びグループ会社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して会社組織として毅然とした姿勢で臨み、不当、不法な要求に応じないことはもちろん、一切の関係を遮断するために次のような取り組みを行う。
「アステラス企業行動憲章」において、反社会的勢力及び団体に対しては毅然とした姿勢で臨むことを明記し、関係排除に取り組む。
警察当局、関係団体等と十分に連携し、反社会的勢力及び団体に関する情報を積極的に収集すると共に組織的な対応が可能となるよう体制の整備を進める。
役員・従業員に対しては、コンプライアンス研修、リスク管理研修等の機会を通じて反社会的勢力排除に向けた啓発活動を継続して行う。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

現在、当社では買収防衛策を導入していません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要
1. 適時開示の基本方針
当社グループは、お客様、株主、社会等、すべてのステークホルダーに対し、適時適切かつ公平に情報を開示します。また、ステークホルダーとの対話を積極的に行い、そこで得た意見等を企業活動に適切に反映するよう努めます。このような情報開示と対話により、企業としての透明性を一層高めていくとともに、ステークホルダーとの信頼関係の構築と維持に努めます。
2. 適時開示に係る社内体制
企業活動における透明性を確保し、すべてのステークホルダーからより一層の信頼を得ることを目的に、情報開示委員会を設置し、情報開示活動を推進・管理します。情報開示委員会は、ディスクロージャー・ポリシーの策定・改訂・運用、企業情報に関する開示戦略、情報開示活動の適切性等を協議します。情報開示委員会は部門横断的な委員で構成され、委員長及び委員は取締役社長が任命します。
株主・投資家等の資本市場関係者に対する情報の開示は、定められた情報開示担当者が原則として行います。
3.情報開示の方法
当社グループは、金融商品取引法等の関係法令や当社の株式を上場している証券取引所の定める規則等に従い情報を開示します。適時開示情報については、東京証券取引所が提供する適時開示情報伝達システム（TDnet）を通じて公表するとともに、当該公表後速やかにプレスリリース及び当社ホームページへの掲載を行います。また、これ以外の情報についても、当該情報の内容に応じて、適切な方法により開示します。
4.適時開示体制を対象としたモニタリングの整備
適時開示情報の開示に関連する体制の整備・運用状況を評価するためのモニタリング体制を確保します。
内部監査部門は、財務報告に係る内部統制の評価に際し、全社的な内部統制として適時開示体制に関連するディスクロージャー・ポリシー及び情報開示委員会の整備・運用状況を評価しています。
適時開示情報を公表する場合は、公表前に取締役全員及び監査役全員に報告される仕組みとなっています。

コーポレート・ガバナンス体制（2015年4月）

